

平成 29 年 1 2 月 定 例 教 育 委 員 会

日 時 平成 29 年 1 2 月 27 日 (水)
午前 10 時 00 分～

○中島委員長

皆さんご起立ください。ただいまから、平成 29 年 1 2 月 定例教育委員会を開催します。よろしくをお願いします。

この度、佐伯委員が再任されました。一言ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○佐伯委員

失礼します。任期の 4 年間の終わりが近づき、安堵した気持ちと、寂しいような気持ちを持っていたところに、先日、突然再任をとの連絡をいただき、お引き受けすることとなりました。引き受けたからには、引き続き、教育委員として、少しでも鳥取県の子どもたちのために自分にできることを精一杯努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中島委員長

ありがとうございました。それでは、教育総務課長から、日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案 2 件、報告事項 11 件、合計 13 件となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、山本教育長がインフルエンザに罹患したために出席できないこととなりましたので、地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部改正の附則でなお有効とされている、旧法第 20 条第 2 項、教育委員会教育長の職務代行者に関する規定に基づき、寺谷教育次長が、教育長の職務を代行することとしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○中島委員長

新制度に移行した後は、この代行の形はもう無くなるということになりますよね。

○林教育総務課長

はい、新制度では、新制度で定められている代行の方法で進めることとなります。今回の形は、旧制度適用中の今年度に限ってのものです。

2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

それでは、寺谷教育長職務代行者から、一般報告と議案の概要説明をお願いします。

○寺谷教育長職務代行者

よろしく申し上げます。それでは、一般報告からさせていただきます。

11月24日には、手話パフォーマンス甲子園の推進会議がありました。今年は鳥取市で大会があり、奈良県立聾学校が最優秀賞となりました。来年は米子市を中心に実施する予定としており、行幸の関係でまだ日程がはっきりしておりませんが、10月から11月にかけて都合の良いときに実施するというので、日程調整を進めるということでした。

11月25日には、倉吉北高校の創立55周年記念式典があり、教育長が出席させていただきました。

11月29日には、鳥取県の教育研究大会があり、それぞれの学校で取り組んでいる本年度の取組についての発表がありました。

11月30日から12月21日まで11月議会が行われ、代表質問も含めて12名の議員さんから、色々な質疑等がありました。教職員の世代交代がこれから急速に進んでいく中、人材育成はどうなっているか、という質疑や、養護教諭の配置について、生徒が800人を超える学校に2名配置するという現在の状況に対して、もう少し手厚くならないかという意見がありました。また、学習指導要領の改訂に伴い、主体的で対話的な深い学びに対してサポートするような組織を県の中に作れないかという質疑や、学習の方法等について、オルタネイティブと言われる教育への取組や、バカロレアの推進を進めてはどうかという質疑がありました。また、若者の県内定着に向け、学校再編での学級減は普通科から実施していくべきだという質疑や、職業につながる技術等の習得のために工業高校や農業高校等に専攻科を作ったらどうかという意見がありました。他にも、美術館のラーニングセンターの充実についての意見や、県内の高校で県外生徒の募集等を支援するために寮の整備を進めたらどうかという意見もありました。

12月1日にはスクールミーティングがあり、出席していただいた委員さんにはお世話になりました。ありがとうございました。

12月10日には、こども未来フォーラム2017が行われております。

12月19日には、倉吉農業高校の生徒が、農業高校の美味しいお米のコンテストで、日本一にあたる金賞を受賞した、という報告がありました。ミルククイーンというもち米に近い品種だそうで、もちもちとした食感で非常においしいと、非常に評価が高かったということでした。

12月25日には、鳥取環境大学との意見交換会がありました。鳥取県内の学生の受験、入学する人数が少ないという状況であり、合格者や在籍者の中に占める割合を、現在の15%程度から、倍増まではいかなくとも、25%程度へ増加させると、具体的な高い数字を目標に掲げて取り組むということで話し合いを進めて参りました。実現に向けてはなかなか難しい部分もあると思いますが、鳥取環境大学が公立となって6年を過ぎるところですので、これからまたしっかりと支援していきたいと思っております。

本日は、2件の議題がございます。議案第1号は、鳥取県文化財審議会委員の任命について、ご審議をいただくものです。現委員の任期が平成30年2月28日で任期満了になることに伴い、その改選を行うものです。議案第2号は、鳥取県立学校の管理規則の一部改正についてです。米子市立米子養護学校が今年度末で廃止され、当該施設等を皆生養護学校の分校と位置づけることに伴い、関係する規則の一部改正を行うものです。加えて、学校教育法の一部改正に伴い、事務職員の位置づけが法令上、変更されていることに対応する改正も行います。ご審議の程、よろしくお願いたします。

3 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

では、議題に入ります。本日の署名委員は、若原委員と、鱸委員をお願いします。

議案第1号ですが、人事に関する案件ですので、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。（同意の声。）

では、非公開で行うこととします。議案第1号の関係課長以外の方は席を外してください。

【非公開】

議案第1号 鳥取県文化財保護審議会委員の任命について

【ここから公開】

議案第2号 鳥取県立学校管理規則の一部改正について

○中島委員長

議案第2号について、説明をお願いします。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

議案第2号、鳥取県立学校管理規則の一部改正についてです。先程、寺谷教育長職務代行者からも説明がありましたが、2点について、管理規則の一部を改正するものです。配布している資料の、新旧対照表をご覧くださいと思います。

1点目は、事務職員についての改正で、第32条を改正するものです。今年度、学校教育法が改正され、事務職員も「チーム学校」の一員として学校経営、学校運営の重責を担い、より積極的に学校運営に参画していくことをねらいとして、事務職員の事務内容が、事務に「従事する」から、事務を「つかさどる」と変更されましたので、管理規則でも同様に事務職員の事務内容についての記載を改正するものです。

2点目は、市立米子養護学校が来年の4月1日から県立となり、市立米子養護学校にあった病弱部門の小学部・中学部を皆生養護学校に移管するために別表を改正するものです。今まで、皆生養護学校では肢体不自由部門には小・中・高等部があり、病弱部門には高等部だけがあったのですが、この移管により病弱部門も小・中・高等部と一貫して揃うようになり、病弱部門の専門性を高めていくようにするものです。ただし、現在、市立養護学校に通っている小学部、中学部の児童・生徒については、子どもへの大きな環境変化による負担等を考え、卒業するまでの3年間は、現在の市立養護学校の校舎を皆生養護学校の分校の「皆浜分校」とし、大きな環境変化が無いように進めて、3年間かけてソフトランディングするようにしようとしております。3年間は別校舎となるものの、長年の課題だった病弱部門の学校の一体化を進めていこうとするものです。よろしくご審議ください。

○中島委員長

皆生養護学校に関する改正については、実際の学校の形に合わせるための改正ということで理解できるのですが、事務職員の事務内容の変更については、この改正で文言を「つかさどる」に変更したことで、実際に何かが変わるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

学校教育法の改正の意図は、従前の「従事する」という表現では指示・命令のもとで業務を行うという受動的なニュアンスが強かったところを、より積極的に意見の提言や企画を行う意味の強い、「つかさどる」という表現に変えた、というものです。特に、教諭の業務内容は、これまでも教育を「つかさどる」となっており、積極的に教育に関わっていくような表現となっており、今回の改正で、それと同様に、事務職員が事務を「つかさどる」ようになっております。

法改正についての文部科学省からの通知の中でも、事務職員は「専門職」とあるという表現があり、単純に請け負った事務をするのではなく、専門職としての能力を発揮し、学校経営をしっかり支えていくのだという視点が色濃く出されております。

○中島委員長

具体的に変わることはあるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

具体的な立ち位置等はこれまでと変わりませんが、この改正により、職員の自覚が高まっていくことが大きなポイントだと考えています。そのために、単純に文言を変えただけに留まるのでなく、事務職員が、自分たちも学校を支える貴重な一員であり、自分のできる範囲の中で学校経営において何をしていくべきか考えて事務を行う必要があると、意識を高めていくようにしていくことは、課題の1つだと思っております。

○中島委員長

これは県立学校に適用されるものですが、市町村立の小中学校においては、どのようになるのでしょうか。

○林教育総務課長

小中学校については、市町村教育委員会が、法改正とそれぞれの状況を勘案し、管理規則を改正することになります。県の教育委員会としては、文部科学省の通知や、県の規則改正の状況をお知らせし、各市町村教育委員会で考えていただくようにします。

○若原委員

これにより職務の自覚が変わるのももちろん大事なことなのですが、実際に発言権や決定権を多少変えることはしなくてもいいのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

現在でも、事務長、事務次長は職員会議等にも出席し、必要に応じて意見できるような形となっております。今回の改正で、現在学校長が持っている学校運営の最終的な決定権を変更することにはならないですが、現在も事務業務の中で物事を判断することは可能となっておりますし、学校運営に関わっていける状況にはあります。

○坂本委員

前回のスクールミーティングの際に、皆生養護学校と市立養護学校を見学させていただいたのですが、新しく分校となる皆浜分校には、何人程度の児童生徒が通われることになるかと予定されているのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

平成29年度の春の段階で、市立養護学校には10名が在籍しており、現在は、年度の途中で転入があったようで、10数名の児童生徒が在籍されています。ほぼ全員が、皆浜分校となった場合そのまま同じところで学びたいという意思を持っておられると聞いておりますので、そこから中学3年生が卒業した、10名弱で始まることを予定しております。

○佐伯委員

新たに来る皆生養護学校の小学部、中学部にも、入学者がいるということですね。入学者は、もう決まっているのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

すでに決まっている児童生徒もいますし、現在、就学支援委員会で検討している児童生徒もいますので、そこからもう数名増えるかもしれないという状況です。

○佐伯委員

来年度から、皆生養護学校の本校の小学部、中学部に数名の小中学生がいる一方で、皆浜分校にも10名弱の小中学生がいるということになると思いますが、やはり人数がとても少ないと感じます。以前にもお伝えしましたが、交流等をしっかりとしてお互いに慣れていき、同じ学校の仲間だという気持ちを持てるようにしていったほうがいいですね。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、そう思います。現在、皆生養護学校で、どのような形での交流があり得るのか、検討をしていると聞いております。現在、対人面での不安を抱えている子には一方的に違うところに行くのはストレスになる可能性がある等、実際の子どもの実態を踏まえながら、同じ学校だという気持ちを持つための行事や交流を進めていきたいと聞いております。

○佐伯委員

自立活動等を中心に、互いに訪問しあうとか、交流するといったことが実現できたらいいと思います。

○足立参事監兼特別支援教育課長

皆生養護学校自体も、それほど大きな小中学校の集団ではないので、そういった交流をすることによって、子供の社会や対人関係が広がることも期待したいと考えています。

○佐伯委員

よろしく申し上げます。

○若原委員

現在、教諭の負担を減らすため、教諭の事務作業的な業務を、事務職員が実施するようにしていこうという考えもあると思うのですが、この改正にはそういった狙いは含まれているのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

この改正においては含まれてはませんが、教育委員会としては、別途、働き方改革の中でそういったことを検討しております。おっしゃったような、教員でなくても対応できる事務的な業務をサポートするための支援員について、配置するための国の予算が閣議決定されたようで、本県でも財政への要求を行っているところですので、事務職員の方、支援員の方を含めた体制づくりをしていきたいと考えています。

また、事務長の業務内容について、今回の改正で、「その他事務をつかさどる」となり、従前に比べてその他事務も記載し、膨らませております。これは、色々な児童生徒への対応のために学校に配置されている、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、司書等の純粋な事務職員ではない学校関係職員の事務についても事務長がしっかりと総括していくようにしていくものです。ここに若原委員さんのおっしゃった教員の業務は含まれてはおりませんが、働き方改革という視点で、例えば奨学金業務を請け負っていく等、考え方の1つとしてあると、検討しているところです。

○佐伯委員

そういった内容を、事務職員の方に意識付けていただくための研修を実施したりしているのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

事務職員研修会という研修会が定例的に開かれており、改正の意図等はそこで伝えていきます。また、現在、教員の指標を作成している中で、事務職員の方からも、事務職員のあるべき姿を示す指標のようなものを作成してほしいという要望を受けているところです。特に小中学校では、事務の共同化をもう一度見直すべきではないか等、検討を少しずつながらも進めているところですので、そういったところからも事務職員の在り方を再検討していきたいと思っています。

○小林教育センター所長

研修については、管理職研修の一部と一緒に受けていただく等、事務職員も学校経営に参画する一員だと位置付けて、研修を実施しています。

○寺谷教育長職務代行者

元々事務職員は研究部を持っており、そちらの方でも数年前から学校経営の参画ということテーマにして取り組んでおりますので、既に先行してそういった面での意識を強く持って取り組んでくださっています。

○中島委員長

現状でも、事務職員の方にはたくさんの業務があると思うのですが、若原委員がおっしゃったように、教員の方々がしている業務の一部でも、事務職員の方が実施して効率化できると、教職員の多忙の解消に少しでもつながるかもしれませんね。

では、議案第2号について原案のとおり決定といたします。

(2) 報告事項

○中島委員長

では、続いて報告事項に移ります。初めに、まとめてご説明いただいて、その後に質疑に移りたいと思います。報告事項アからウについて説明をお願いいたします。

報告事項ア 平成29年度第3回鳥取県教職員育成協議会の概要について

○小林教育センター所長

報告事項ア、鳥取県教職員育成協議会の概要について報告いたします。11月30日に、今年度第3回目の会議を開催しました。会議は第2回と同じような流れで実施し、前半に教育人材開発課から校長及び教員の指標について説明し、各委員からそれに対する意見、提言をいただき、後半に教育センターから指標を踏まえた教職員の研修体系を中心に説明し、それに対する意見、提言等をいただきました。具体的な内容について、指標については教育人材開発課から、研修体系等については教育センターから説明いたします。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

校長及び教員の指標については、まず、これまでもお伝えしている内容ですが、この指標を作成すること自体が目的では無く、この指標を踏まえ、例えば評価育成制度とリンクさせる等、先生方の資質向上に活かせるようにしていくことが大事であることを再度お伝えした上で、修正案を提示させていただきました。

提示した資料が、本日配布した資料の3、4頁目で、赤字で記載している部分が、第2回目の会議での委員さんからの意見、指摘等を元に修正したものです。主な修正点を申し上げますと、教員の指標について、児童生徒理解・指導の項目の中で、児童生徒指導及びいじめ・不登校対策の中の向上期において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して対応しているという記載を加えたり、キャリア教育について、進路指導もこの中に含ませるように項目や指標の中の記載を追加、変更したりしております。また、学校運営・教職員連携の項目の中に、組織の中での連携、協働についての記載や、先ほど議論のあった学校運営への参画についての記載を追加しております。また、前回の報告の際に中島委員長からも意見をいただいたのですが、法令遵守・コンプライアンスに関する内容が、校長の指標にはある一方で教員の指標には記載されていませんでしたので、校長の指標と表現を合わせ、「自覚、協調性、倫理観」という中項目とし、内容も同様に、教育公務員としての倫理観及び法令遵守の精神を有している、という記載を追加して整理しております。

こうしてお示しした内容に対していただいた意見等を、配布の資料の2頁目にまとめております。教員の指標については、16年目以降を切り分けることで、新設する16年目研修での内容を、全教員が取り組むべき課題として認識しやすくなるのではないかという意見や、専門的指導力に加え、学校経営に何らかの形で参画していく意識、能力が必要ではないかという意見がありました。研修体系と併せて、この段階ではこういった資質が必要で、こういう研修が準備されているから積極的に活用してください、と教職員に分かりやすく伝えるようにするのがポイントだ

と考えています。校長の指標については、保護者や外部への適切な対応や、家庭や地域との協働連携を行うことを明確に示したほうがいいのではないかという意見や、目標の部分と取組の部分の表現が混じっているので、文章の表現を整理したほうがいいという意見をいただきました。次回に向けて、いただいた意見や指摘を整理し、最終案としてお示ししたいと考えております。

○小林教育センター所長

続いて、研修体系について報告いたします。本日配布した資料の、5頁以降の資料をお示しして、前回から変更した部分について説明しました。説明した主な変更点は、研修体系の概要において、各ステージでの考え方を大きな矢印で示し、この矢印をステージごとに被るように記載することで、段階的、継続的に育成を進めていくということを表現したこと、その下に専門的指導力、マネジメント能力の比率を視覚イメージで示し、年数を重ねるに従って、全体を見て動かすマネジメント能力が求められていくということを表現したことです。また、基本研修について、キャリアデザイン研修を、来年度から16年目研修に変更するに際して、どちらの研修も受講できない教員が出てしまうことに考慮し、経過措置的に、平成31年度までの2年間限定で継続実施することとしました。6頁以降の個別の研修内容については、赤字部分を変更しており、特に実施回数について、市町村教育委員会や各県立学校の意見を踏まえて検討中だった部分を決めて記載を加えております。13頁の研修講座一覧についても変更内容を反映し、来年度の研修の全体像をお示ししました。

この資料について意見をいただいております、こちらにも配布した資料の2頁にまとめております。先程の指標の中でもありましたが、どの指標の項目が、その研修の内容に該当するのか分かりやすいほうがいいという意見をいただきましたので、研修を実施する際には、指標の中のどの部分に力点を置いた研修なのか、参加者に伝えるようにしていきたいと考えています。また、色々な教員のニーズを踏まえながら講座等を検討してほしいという意見がありましたので、現在も手広く講座を開設していますが、今後もそういったニーズを踏まえた研修を実施していかなければいけないと改めて思ったところです。

今回の協議会で、指標、研修計画の協議については終了し、今後は出てきた意見を踏まえて最終修正を事務局側で実施するというので、協議会の会長の寺谷教育次長に一任していただいたという状況です。全体会はこれで終了となりますが、2月上旬には研修内容を振り返るための研修計画等分科会を開催しますので、そこでも意見をいただくようにしたいと考えています。また、指標、研修体系について、事務局で修正したものについて1月に協議させていただき、2月の定例教育委員会にお諮りしたいと考えているところです。以上です。

報告事項イ 鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会について

○足立参事監兼特別支援教育課長

報告事項イ、鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会について報告いたします。今年度は、8月、10月、11月に3回開催しました。出席いただいた委員の一覧を添付しておりますが、病院の事務局長、学校関係者、元養護教諭、医療的ケアに関わっていただいているドクターの方、広島県の教育委員会の方、看護協会の方といった10名で構成しております。主に3つの内容について協議しました。

1点目は、学校看護師の体制づくりについてです。鳥取養護学校には平成28年度から、皆生養護学校には平成29年度から常勤の看護師を配置しておりますが、その配置の効果と拡充の必

要性、看護師の確保の方策等について協議しました。いただいた主な意見は、常勤看護師の配置によって看護師の指揮命令系統がはっきりした、常勤看護師を通しての相談も多いというもの、学校看護師がなかなか見つからない状況であり、学校看護師を確保する取り組みが必要だというものがありました。それを受けて、常勤看護師の配置については、未配置の倉吉養護学校には常勤看護師を配置し、重度化、重複化が進んでいる鳥取養護学校には複数人の配置をするように進めていきたいと考えています。学校看護師の確保については、看護師向けに学校看護師について紹介するリーフレットを作成し、看護協会や看護師の養成機関等で説明、配布して学校看護師という職があるということを広く周知するとともに、学校看護師の定期的な集まりや研修会も続けて実施していきたいと考えています。更には、部局横断的な看護師の人事異動について他部局と検討する、鳥取大学の医学部や看護大学等と連携して養成段階から学校看護師について周知するといった取り組みも進めていきたいと考えているところです。

2点目は、医療的処置の依存度や医療的リスクの高い幼児児童生徒の新たな学びの場の検討についてです。医療的処置の依存度の高い子どもたちは増えてきており、その子どもたちが健康面や安全に最大限配慮しつつ、家庭から出て学ぶ場を保障するための在り方について検討しております。いただいた主な意見は、そういった子どもたちが通学する分校を病院の中を作るようなことも考えられるというもの、学校ではない場を想定するならば、誰が何をして、何を評価していくのか、整理していく必要があるというもの、高度な医療的ケアが必要な子どもたちは今後も増えていく見通しであり、特別支援学校の機能強化も含めて継続して協議していく必要があるというものがありました。それを受けて、今後はこの協議会での協議を基盤に、医療的ケア児に係る国の施策動向も見据えながら、今後の長期的な特別支援教育の在り方や方向性を検討していきたいと考えております。配布した資料には鳥取県教育審議会でも検討して明確にしていくと記載しておりますが、改めて方向性を協議する場を検討し、今後の方向性の検討を進めていきたいと考えています。

3点目は、全県的な医療的ケア体制の充実についてです。いただいた主な意見は、医療的ケア児が学ぶ場は特別支援学校だけではないので、小学校や中学校等においても医療的ケアについて協議する場があると良いというもの、教育部門だけで医療的ケアのことについて考えるのではなく、福祉や医療等とも連携して考えていく必要があるというものがありました。また、医療的ケア児の通学支援についても意見をいただきました。特別支援学校に通う子どもたちには通学バスがあるのですが、それに医療的ケアの必要な子どもたちを乗せるためには、呼吸音が聞きにくい、処置をするための駐車場所が限られるという観点から、難しいであろうという意見や、現在は市町村が医療的ケアの必要な子どもを送迎するための支援をしており、県は交付金を出しているのですが、その周知が十分にされていないのではないかという意見がありました。それを受けて、今後は、この協議会を、特別支援学校だけではなく、小、中、高校という学校全体における運営協議会という形に発展的に変更し、全体で医療的ケアの実施について検討する体制を整備していきたいと考えています。また、医療的ケアに係るものは、学校だけではなかなか解決しない部分もあり、福祉、医療とも十分連携をしていく必要があるという意見もいただいておりますので、医療的ケアに係る協議会について、福祉保健部が設置する同じような目的の協議会との連携や同一組織とすることについて検討していきたいとも考えております。また、医療的ケア児の通学支援については、現在の制度を、市町村だけではなく、学校や保護者にも周知をしていくこと、学校看護師による通学支援についても検討する必要があると考えているところです。以上です。

○片山文化財課長

報告事項ウ、青谷上寺地遺跡の発掘調査の成果について報告申し上げます。平成28、29年度に、配布資料の2頁の左上の写真で示している場所で発掘調査を行いました。手前が高速道路で、米子から車で向かって来て、青谷インターの手前から左側を見下ろした辺りです。そこからの出土品について調べたところ、土器の破片等が廃棄された土孔や、銅製品、ガラスや石でできた玉類等が豊富に出土しており、集落の最盛期に広範な地域との交流があったことがうかがわれるというものです。

それぞれについて詳しく説明させていただきます。まずは銅製品についてです。資料の図3の写真にあるのが、矢の先の部分につける銅鏃という武器で、色々な形のものが全部で62点出土しております。これは全国的に見ても出土が多く、しかも九州北部地方や近畿地方で出土したものと同一特徴をしたものも含まれており、幅広い地域交易をしていたことがうかがえます。

図4の写真にあるのが、貨泉という中国の貨幣で、今回の調査で1点出土し、これまで出土したものと合わせると5点目の出土となります。全国でも90点程度しか出土しておらず、山陰地方ではここでしか出土しておりません。これも、交易の拠点だったことを示すものだと考えられます。他にも銅戈という武器の一部が出土しておりますが、こちらは後ほど改めて説明させていただきます。

また、ガラス製の玉類も出土しております。当時の日本列島には、ガラスそのものを生産する技術は無かったようですが、中国等で作ったガラス製品を溶かす等して再加工するのはできていたようです。今回は、ガラス製品に加えてガラスを溶かした加工途中と思われるものも出土しており、この地域が玉類の生産を行う場所だったのを示すものです。こういった加工の形跡のわかるものが見られるのも、山陰地方ではここが唯一だということです。他にも、碧玉や水晶を使用した石製の玉類や、それを加工するような工具も出土しております。

先ほど後で説明すると申し上げた銅戈の一部の出土について、配布した資料の3頁にまとめております。出土したのは、資料の4頁の写真にあるような三角形の小さな破片なのですが、全体は資料の5頁にある、剣のようなもので、元々は武器だったものが当時は祭祀用として使用されたものの一部だと考えられます。元の銅戈は、近畿地方、特に大阪湾付近で出土の多い、近畿大阪湾型と言われるものに類似したものだと思われまます。これが今回、中国地方以西で初めての出土例だということで、昨日の報道等に大きく取り上げられたところです。銅戈の一部の出土は今回が初めてなのですが、これまでも青谷上寺地遺跡では銅戈を収めるさやの部分や、銅戈をつける柄の部分出土しております。一方で、今回の銅戈は、実際にこれが祭祀等で使用されていたであろう年代よりも新しい年代の地層で発見されたので、その理由等について、これをリサイクルして他のものに加工していた可能性もあると言われており、今後の研究課題となろうということです。以上です。

○中島委員長

ありがとうございます。では、報告事項アから質問等をお願いします。

○坂本委員

講師の先生や、市町村で配置している加配の先生に対して、研修する機会はあるのでしょうか。

○小林教育センター所長

県では、講師に対して、1年目と2年目に講師研修を実施しております。また、市町村でも独自にされているところもあり、例えば鳥取市で独自に研修を実施していると聞いています。

○坂本委員

市町村で、インクルーシブ教育等への対応のために加配で配置している教員が、授業中に個別の対応が必要な生徒に付いて教えているのですが、参観日の様子を見た保護者の方から、研修をしっかりと受けているのか、専門的な知識があるのか、と少し疑問に思った、という声を聞いたことがあります。そういった先生への研修は、どのように実施しているのでしょうか。

○小林教育センター所長

加配の先生への研修については、体系立てて実施しているものが無く、特別支援等の生徒への対応には、専門的な知識やスキルが求められる部分があると思いますので、坂本委員のおっしゃったことについては、私も注意が必要だと思っています。現状では、教育センターでは、特別支援教育の担当者の全員を集めての研修までは実施していませんが、特別支援教育主任への研修等、そういった部分で各学校の核となる方を対象に研修を実施し、その内容を各学校に持ち帰って広めていただくようにしたいと考えて実施しています。

○坂本委員

県全体で、そういった専門的な部分にも取り組む機会を増やしてほしいと思います。それが難しいようでしたら、先ほどおっしゃったような、学校内でしっかりと広めていくようにしてほしいと思います。

○小林教育センター所長

はい、おっしゃるとおりだと思います。引き続き取り組んでいきます。

○佐伯委員

通常学級にいる発達障がいのある児童生徒のために配置される支援員の方は、ほとんどが非常勤の方になると思います。おっしゃったように、非常勤の方への研修の機会はほとんど無く、学校単位で研修を企画してLD等の専門の方に来ていただいているという状況だと思います。坂本委員が言われたように、実際に子どもに関わる方にそういったスキルがあるか無いかで、支援の内容は全然違ってくると思います。ただずっとそばでつきっきりでいるだけでは、目は行き届くかもしれませんが、その子の成長のために良い支援となるかどうかは別の問題となると思いますので、難しいかもしれませんが、そういった内容も、県で研修し、それが学校でしっかりと伝わるという形にさせていただけるといいと思います。

○小林教育センター所長

基本的に、非常勤はピンポイントでの配置だという前提があるので、その方に指導していくという部分は少なくなってしまう部分があります。ですが、実際に非常勤の方も子どもたちに日々関わっていらっしゃいますので、現在は、非常勤の方がセンターの研修や地域の研修等に出られるよう、若干ではありますが旅費の予算を確保して学ぶ機会を提供するようにしています。おっしゃるとおり、非常勤の方が学ぶこともしっかりとできるようにしていきたいと考えています。

○ 鱸委員

報告事項イについて、医療的ケアの前提について伺いたいのですが、県の教育委員会の方針として、医療的ケアを教員が実施するのは考えていないということでしょうか。呼吸器や吸引への対応等、専門性のあまり高くないものであれば、授業中に毎回学校看護師のところに行かなくても、教員の方等が研修を受けて安全に実施できるようになったら教員が行うことで、授業効率が良くなるし、児童生徒と教員の信頼も強くなると思います。法律や規則が変わってそれができるようになっても、学校看護師が対応し、教員は対応しないという認識で協議が進められたのでしょうか。

○ 足立参事監兼特別支援教育課長

はい、これまで鳥取県では教員に医療的行為をさせない代わりに学校看護師を配置する、という方針で来ており、協議会の中でも、その考えの元で協議を進めております。

○ 鱸委員

協議会の委員の方は、みなさんがその方針でいいと考えているのでしょうか。

○ 足立参事監兼特別支援教育課長

今年開催した3回の協議の中では、教員にも医療的行為をさせるべきだという意見は出てきませんでした。協議会の委員以外の医師の方から、教員に医療的行為をさせたらどうかという意見をいただくこともありましたし、そういう意見があったことも協議会の中で話したこともありますが、今年の協議会では、教員に医療的行為をさせることについての議論は実施していません。

○ 鱸委員

ということは、学校の中での教員と学校看護師の役割分担ができて現場や管理職との連携がとれており、保護者の方の信頼も得ているというように、現在の体制で色々な医療的ケアの問題に対応できているという評価でよろしいでしょうか。

○ 足立参事監兼特別支援教育課長

協議会の中で、常勤看護師を配置した効果、成果について協議を行いました。保護者からの信頼という部分においては、言ったことがきちんと常勤看護師を通して現場で周知徹底されている、保護者からの要望や相談に対して、専門的な知見からアドバイスできる方がいる、という点で信頼され、常勤看護師を配置した効果は非常に高かったという意見をいただいております。

○ 鱸委員

わかりました。それだと、倉吉養護学校に常勤看護師を配置できていないことが気になりますね。特に倉吉養護学校だと、病院と養護学校の距離が遠いので、医療的行為を必要とする子どもさんの状況が急変した場合への対応等の問題もありますので、学校看護師の存在はすごく大きいと思います。

現在、倉吉養護学校への学校看護師の配置はどのような状況でしょうか。募集等はされているのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

倉吉養護学校の常勤の学校看護師は、予算要求をしている段階で、募集するところまでいけない状況です。

○鱸委員

理想は、総合療育センターの、障がいのある子どもに対応した経験があり、マネジメントや組織対応ができる実力のある看護師を、人事異動の中で計画的に調整して配置していくことだと思います。看護師の方の生活圏の問題もありますので、簡単にはいかないとは思いますが、公立病院の看護人事の中で対応できたらいいと思います。そういった部局を超えての対応は、福祉保健部や病院は話を進めておられるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、今後、配置のための予算が付いた場合、次に人材の確保の問題があると考えており、おっしゃったように経験のある方が必要だと考えていますので、子ども発達支援課と、その辺の人事について少し相談をさせていただいております。療育センターでそういった医療的ケアに関わっていた看護師を配置してもらえると一番いい形になると思います。看護師の中には、昼間だけの勤務がいいとか、倉吉から通っている人材もいると聞いておりますので、配置の際にはその中でうまく対応していただけるようお願いしたいと思っております。

○鱸委員

現在、総合医療センターでも入所者の人数が少なくなってきており、看護師の定員もかなり減少しているという状況ですが、その中でも長期的に見て人材配置を検討する必要があると思います。部局、職場を超えての連携としての人事交流の流れを作ることも大切だと思いますので、ぜひ、よろしくをお願いします。

○中島委員長

現在、予算要求している段階ということでしたが、見通しはどうでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

現在、鋭意、要求をしているところですが、県の財政状況にも余裕がない中で、配置は非常に厳しい状況です。引き続き、子どもたちの命を守るために配置が必要だという観点からも要求を続けていこうと考えています。

○中島委員長

増員を要求しているのは、倉吉養護学校で新規に1名配置することと、鳥取養護学校で1名を増員することの2件ということですね。その優先順位はどうお考えでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

もしも増員が1名だけ認められたという場合には、病院との距離のある倉吉養護学校での新規配置を先に実施するべきではないかと考えているところです。ですが、鳥取養護学校でも、今後、重度のお子さんが更に入学されることを考え、増員は絶対に必要と考えていますので、引き続き2名の増員が必要だとして要求を続けていこうと考えています。

○中島委員長

その部分は、引き続きお願いしたいと思います。

協議会の中で、医療的ケア児の教育について、医療的ケア児が学ぶ場は特別支援学校だけではないので、小中学校等における医療的ケアについて協議する場があるとよい、という意見があり、それを受けて協議会を、特別支援学校だけでなく、学校教育全体における運営協議会に変更していくという方向性で検討していくとのことでしたが、これを聞いて、なるほどと思いました。こういった、小中学校で学ぶことについてのニーズはけっこうあるものなのではないでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

現在は、実際に小、中、高校の地域の学校で医療的ケアを受けている児童生徒は非常に少ない状況ではあるのですが、今後、インクルーシブ教育の考え方が進んでいく中で、地域の学校に看護師を配置して医療的ケアの体制を整え、そこに通えるようにしてほしというニーズは、おそらく高まってくるのではないかと考えています。

それに向けて、今後は市町村において、看護師の配置等、医療的ケアの体制の整備をどうするのかという課題が出てきます。実際、市町村の教育委員会の中に医療的ケアを支えるような体制はなかなかありませんので、県のノウハウ等を提供しながら、今後どうしていくかということについて協議していくようになるのではないかと考えています。

○鱸委員

地域の普通の学校に通っていて医療的ケアを要する児童生徒と、特別支援学校に通っていて医療的ケアを要する児童生徒とは、そのケアの必要度や頻度が違ってくると思いますので、検討が必要だと思います。地域の学校に必要なケアは、常時必要というよりも、一定の時に必要になるケースが多いのではないかと思いますので、例えばその時間に看護師に入ってもらおうとか、地域の病院の看護師と連携して実施するということも考えられると思います。

また、医療・福祉との連携という面では、通学での支援も考えられると思います。本人が元気でも、保護者が風邪をひくと学校へ行けないということもありますので、例えば、地域で老人ホームの送迎と一緒に実施する等、その地域なりの特色を生かした連携の仕方があると思います。今後は、そういった連携について検討することも大切だと思います。

今後、子どもの難病に対する社会保障の考え方が更に進み、法律も改正されていくと、これまでは地域の学校に通えなかった児童生徒も、地域の学校に通うようになっていくのではないかとと思うのですが、そういった辺りはどのように見込んでいらっしゃいますか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

おっしゃるとおり、今後、色々な難病の児童生徒さんも地域の通常の小中学校に通いたいというニーズは出てくると考えています。今までは医療的ケアが必要な子どもは特別支援学校に就学するようにしていましたが、保護者のそういったニーズが高まってきたときに、市町村として看護師を配置して、地域の小学校に通わせる、という判断も出てくる場合があると思います。そのためにも、今後、小中学校等において医療的ケアが必要な子どもたちが通えるような体制や条件の整備を検討していく必要があると思っています。

○若原委員

先ほどおっしゃった、特別支援学校に通う児童生徒の通学支援は、教育委員会か、福祉部局か、どこが担当しているのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

特別支援学校で通学バスを走らせているのですが、人数が揃わない等のためにその児童生徒のいる地域までは行けない、という場合には、市町村教育委員会が通学の支援をしております。その通学を支援している市町村に対して、県が財政面で支援するという形になっております。

○若原委員

ということは、市町村によって、実施する通学支援の範囲や程度に違いが出てくるということになるのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

ほとんどの市町村で特別支援学校に通うための必要な支援を実施していただいておりますが、方法は、市町村が車を準備して通学を支援していたり、福祉法人等に委託していたりとそれぞれ異なります。

○中島委員長

今後、医療的なケアが必要な児童生徒への対応について、市町村も一緒に考えて行く中で、市町村に対してどのようなニーズがあり、どう対応していくか、そこに県としてどう提案したり関わったりしていけばいいか、明確にしていっていただけるといいと思います。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、今後、市町村の方も委員に加えて検討していく協議会を開催するようにしていきます。

○佐伯委員

現在、保育園や幼稚園に通っている医療的ケアの必要な児童がいるのですが、今後小学校に入学する時には、ほとんどの児童の保護者さんが地域の通常の小学校に入学することを希望されると思いますので、対応が必要になってくると思います。先ほどおっしゃったように、常時看護師を配置しない中で対応できる方法について、いい方法があればモデルとして市町村に紹介する等、対応して行ってほしいと思います。

○中島委員長

報告事項アについてですが、教員の指標についての主な意見の中に、充実期の第3ステージの次に、例えば「貢献期」とするなどしてもう1つステージを作ってはどうか、というのがあります。なるほどと思ったのですが、これについてはどのように対応される予定でしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

確かにステージを細分化するほどきめ細かく対応できますので、貴重な意見として頂戴したのですが、ステージごとに高まるレベルの設定や、研修との一体となって運用する中での位置づけ等を考えると難しい部分が多く、充実期以降が貢献期でもあるということで、ステージを増やす修正は考えていません。

○中島委員長

なるほど、わかりました。この指標のそれぞれのステージの考え方を、具体的な研修に落とし込んだものが、5頁以降の資料だという理解でいいですね。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

はい、指標に掲げた資質を身に付けていくために準備している研修を記載しております。

○小林教育センター所長

そこには教育センターの研修についてのみ記載しておりますが、その研修だけで資質が身につくものではなく、今後、現場と一体になって育成する必要があると考えていますし、先生方や各市町村教育委員会の皆さんにもお伝えしているところです。教育センターは種まきをしますが、そこに水や肥料をやるのは日々の学校現場ですので、その辺りを一緒になって実施しようと言っております。その中で、こうしてまとまったものがあると、今いるステージや求められているものがわかりやすくなり、教員自身もわかりやすいですし、日々の育成の中でもやり取りがしやすくなるのではないかと考えております。

○中島委員長

現在行われている学習指導要領の改訂は、学校現場にとって非常に大きな変化だと思います。これまで、学校現場は、基本的には知識や技能を習得させる場だという意識が大半だったところから、今後は思考力、判断力、表現力を高めていく場だというように意識を転換させていく必要がありますので。これからの教員に必要な資質をマッピングし、研修に具体化していくと、確かにこの通りのものになると思うのですが、一方で、根本的な意識改革が必要な局面において、これで足りるのかとも思います。非常に難しい問題で、すぐには解決策が出てこないものだと思うのですが、今後も考え続けていく必要があると課題意識を持っているところです。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

委員長さんがおっしゃる通りだと思います。こちらに記載のあるような、教育センターの研修だけで力が付くのであれば簡単なのですが、実際にはそうはいかず、研修に加えて学校で日々積み上げていく部分も必要です。この部分について、他の課も課題意識を持って対応しているところで、高等学校課ではこの改訂の考え方について講師派遣を行う等、授業改革の視点を持った取り組みを進めておりますし、小中学校課では学校の中のOJTを通した授業改革を検討しているところです。教育センターでの研修、学校での取り組みと、両輪を充実させていく必要があると考えています。

○若原委員

現在作成している指標は評価とは関連しないのでしょうか。このステージの資質を達成できているかというのはどのようにして把握するようになるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

この指標については、文部科学大臣の方から、人事評価の基準にしてはいけない、という通知が出ておりますので、これを元に評価をすることはできません。現在は、評価育成制度というも

のがあり、こちらで評価をしています。10年以上実施しているのですが、反省点として、教員数が多くなればなるほど、管理が大変で客観的な評価をするのが難しくなっています。その中で、この指標を、教員の年齢、経験からするとこのレベルくらいだ、という目安として活用し、教員の評価を客観的に、公平に実施できるような仕組みを作りたいと考えています。現在、評価育成についての検討も別に実施しているところで、こちらも1年がかりで改善に取り組んでいきたいと考えています。

○若原委員

この指標が、教員を評価する場合の評価基準にそのまま使えそうな感じがしますがね。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

はい、そのまま使用するのはだめですが、多いに参考にしてほしいと考えるもので、この指標と項目等をリンクさせた形で評価育成表を作成したいと考えています。教員の他にも養護教諭、実習助手、司書、事務職等、職種が多くあり、それぞれについてこの細かさで評価育成表を作成するのは大変なので、もう少し大まかにしたもので整理しようかと考えています。

○中島委員長

大まかに整理したものでうまく運用できるようにするためにも、大きな目標、この時代における教育へのニーズの共有をしっかりとしていくことが一番大事になってくると思います。

現在、学校現場を実際に色々と見ていく中で、学習指導要領の改訂により何が根本的に変わったのか、何が求められているのかということに対する理解が、先生によって差があり、それが大き過ぎるのではないかと感じています。もう少し、全体的な理解の共有ができないかと思っています。まだ漠然とした問題意識があるだけですが、大事なことだと思いますので、少しでも実効性を持つような形での取り組みをしっかりとさせていただきたいと思っています。

それでは、報告事項ウについてはいかがでしょうか。

ガラス製の小玉など、2千年以上昔のものがこんなに色鮮やかに残っているのはすごいと思います。また機会があれば、現地で色々と現物を見せていただければと思います。

残りの報告事項については、時間の都合で省略させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（同意の声。）

委員の皆さんから、何かございますか。

4 その他

○坂本委員

博物館でフォト展を開催しておりましたが、行ってみると、とても素晴らしかったです。入場者はどのくらいだったのでしょうか。

○田中理事館兼博物館長

純粋なフォト展への入場者というのは約3千名で、関連する講演会での来場を含めるともう300人程度足されます。ですが、正直に言って、我々が目指していた目標の数には足りませんで

した。展示が終わったばかりで、詳細な振り返りや反省はこれからするところですが、学芸員の感想を聞くと、美術の展覧会は尻上がりに入場者が伸びていく特徴がある中で、今回の展示は関心のある人が早いうちに来場し、後半が尻すぼみになった印象があったということでした。また、今回はマスコミとも一緒に実行委員会を組み、テレビでCMを流す等、色々な仕込みをしたところ、県外の方や今まで来場の無かった層の方の来場があった一方で、鳥取県民の来場についてはもう少し頑張りが足りなかったかなという感想もありました。

○中島委員長

開催の期間はあんなものなのでしょうか。もう少し長くてもいいのではないかと思ったのですが。

○田中理事館兼博物館長

私も4月に博物館長となって話を聞いた際には、もう少し長くできないものかと思ったのですが、今回は負担金等の関係もあり、このような期間での開催となりました。この写真展がまったく同じ内容で他の美術館でも開催されており、他ではもう少し長い期間で実施されていますので、今後に向けて、もう少し長い期間で開催するようにしようという話もしているところです。

○中島委員長

博物館全体の日程の問題もあるのでしょうか。

○田中理事館兼博物館長

はい、そこもあります。やはりうちは総合博物館であり、3つの分野が一緒に入っているため、特別展示室は、いつも何かで埋まっていて余裕が無い状況です。思う時期に展示ができない、という声も聞くことがあります。また、この規模の博物館で企画展を年間5回実施するというのは、回数的には多いものらしく、そこもそれぞれの開催期間が短くなってしまいう要因となっていると思います。

○中島委員長

他に何かございますか。無いようなので、これで終わりとします。

次回の定例教育委員会は1月25日でよろしいでしょうか。（賛同の声）

ご起立ください。以上で、本日の日程を終了します。お疲れさまでした。